

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第60号

新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 訪問介護

第1節 人員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条）

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準（第5条・第6条）

第3章 訪問入浴介護

第1節 人員に関する基準（第7条）

第2節 運営に関する基準（第8条・第9条）

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準（第10条・第11条）

第4章 訪問看護

第1節 人員に関する基準（第12条）

第2節 運営に関する基準（第13条）

第5章 訪問リハビリテーション（第14条）

第6章 居宅療養管理指導

第1節 人員に関する基準（第15条）

第2節 運営に関する基準（第16条）

第7章 通所介護

第1節 人員に関する基準（第17条）

第2節 設備に関する基準（第18条）

第3節 運営に関する基準（第19条・第20条）

第4節 指定療養通所介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準（第21条）

第2款 設備に関する基準（第22条）

第3款 運営に関する基準（第23条・第24条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第25条－第27条）

第8章 通所リハビリテーション

第1節 人員に関する基準（第28条）

第2節 設備に関する基準（第29条）

第3節 運営に関する基準（第30条）

第9章 短期入所生活介護

第1節 人員に関する基準（第31条）

第2節 設備に関する基準（第32条・第33条）

第3節 運営に関する基準（第34条－第37条）

第4節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

第1款 設備に関する基準（第38条・第39条）

第2款 運営に関する基準（第40条－第43条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第44条－第46条）

第10章 短期入所療養介護

第1節 人員に関する基準（第47条）

第2節 設備に関する基準（第48条）

第3節 運営に関する基準（第49条－第51条）

第4節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準（第52条・第53条）

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 人員に関する基準（第54条）

第2節 設備に関する基準（第55条）

第3節 運営に関する基準（第56条・第57条）

第4節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準（第58条）

第2款 設備に関する基準（第59条）

第3款 運営に関する基準（第60条）

第12章 福祉用具貸与

第1節 人員に関する基準（第61条）

第2節 運営に関する基準（第62条・第63条）

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準（第64条・第65条）

第13章 特定福祉用具販売

第1節 人員に関する基準（第66条）

第2節 運営に関する基準（第67条・第68条）

第14章 雑則（第69条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第65号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

第2章 訪問介護

第1節 人員に関する基準

（訪問介護員等の員数）

第3条 指定訪問介護事業所ごとに置くべき条例第6条第1項の訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 条例第6条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、利用者（指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者（新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第62号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 条例第6条第3項の規則で定める者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年3月厚生労働省告示第118号）に定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第4条 指定訪問介護事業者は、条例第9条第2項の規定により同条第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 次項各号に規定する方法のうち指定訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

2 条例第9条第2項の規則で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項の重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項の重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

第5条 基準該当訪問介護事業所ごとに置くべき条例第44条第1項の訪問介護員等の員数は、3人以上とする。

2 条例第44条第2項に規定するサービス提供責任者としなければならない者の員数は、1人以上とする。

（準用）

第6条 第4条の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第48条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第48条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第7条 指定訪問入浴介護事業所ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上

(2) 介護職員 2以上

2 前項の訪問入浴介護従業者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

第2節 運営に関する基準

（利用料等）

第8条 条例第53条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

（準用）

第9条 第4条の規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第60条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第10条 基準該当訪問入浴介護事業所ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる訪問入浴介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 介護職員 2以上

（準用）

第11条 第4条及び第8条の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第64条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第64条において準用する条例第9条第1項」と、第8条中「第53条第3項」とあるのは「第64条において準用する条例第53条第3項」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

第1節 人員に関する基準

（看護師等の員数）

第12条 指定訪問看護事業所ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者の員数は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 指定訪問看護ステーション 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所 指定訪問看護の提供に当たる看護職員適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち1人は、常勤でなければならない。

第2節 運営に関する基準

(準用)

第13条 第4条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第80条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第80条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

(準用)

第14条 第4条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第90条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第90条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第15条 指定居宅療養管理指導事業所ごとに置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所 次に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ次に定める数

ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。）又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師1以上

(3) 指定訪問看護ステーション等（指定訪問看護ステーション及び指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス等基準条例第66条第1項第1号に規定する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。））である指定居宅療養管理指導事業所 看護職員1以上

第2節 運営に関する基準

(準用)

第16条 第4条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第99条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第99条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第17条 指定通所介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（指定通所介護事業者が指定介護

予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第98条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該指定通所介護事業所の利用定員（指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間帯の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。
- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

第2節 設備に関する基準

第18条 条例第103条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

第3節 運営に関する基準

(利用料等)

第19条 条例第104条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) おむつ代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担に相当と認められる費用
- 2 前項第3号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年9月厚生労働省告示第419号）に定めるところによるものとする。

(準用)

第20条 第4条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第114条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第114条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 指定療養通所介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第21条 指定療養通所介護事業所ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら

当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

- 2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

第2款 設備に関する基準

第22条 条例第120条第2項の専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員（指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上とする。

第3款 運営に関する基準

（利用料等）

第23条 条例第132条の規定により読み替えて適用される条例第104条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、指定療養通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当と認められる費用
- 2 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

（準用）

第24条 第4条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第121条第2項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第121条第1項」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第25条 基準該当通所介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる通所介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第114条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
- (4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 当該基準該当通所介護事業所の利用定員（基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

- 5 前各項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

(設備)

第26条 条例第135条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (2) 生活相談を行う場所 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

(準用)

第27条 第4条及び第19条の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第136条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第136条において準用する条例第9条第1項」と、第19条第1項中「第104条第3項」とあるのは「第136条において準用する条例第104条第3項」と読み替えるものとする。

第8章 通所リハビリテーション

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第28条 指定通所リハビリテーション事業所ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数は、次の各号に掲げる通所リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者(指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(指定介護予防サービス等基準条例第119条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション(指定介護予防サービス等基準条例第118条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合には、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに規定する人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。
 - (1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合には、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、提供時間を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
 - (2) 前号に規定する人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。
- 3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第2節 設備に関する基準

第29条 条例第139条第1項の規則で定める面積は、3平方メートルに利用定員（指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じた面積以上とする。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合においては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

第3節 運営に関する基準

（準用）

第30条 第4条及び第19条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第147条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第147条において準用する条例第9条第1項」と、第19条中「第104条第3項」とあるのは「第147条において準用する条例第104条第3項」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第31条 指定短期入所生活介護事業所ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 医師 1以上
 - (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第131条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第130条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上
 - (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適當数
- 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。）、病院、診療所、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）が20人未満である併設事業所の場合においては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

第2節 設備に関する基準

(条例第151条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホーム)

第32条 条例第151条第1項ただし書の規則で定める特別養護老人ホームは、前条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

(設備及び備品等)

第33条 条例第152条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所(以下「居室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長(消防本部を設置しない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第169条において準用する条例第111条に規定する訓練については、条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第152条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 条例第152条第5項の規則で定める特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

4 条例第152条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
 - イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。
- (2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。
- (3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- (4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

5 条例第152条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

第3節 運営に関する基準

(利用料等)

第34条 条例第155条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)
- (2) 滞在に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場

合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年3月厚生省告示第123号）に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月厚生省告示第19号）に定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- 3 条例第155条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（条例第165条第3号の規則で定める特別養護老人ホーム）

第35条 条例第165条第3号の規則で定める特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（条例第166条第1号の規則で定める特別養護老人ホーム）

第36条 条例第166条第1号の規則で定める特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームとする。

（準用）

第37条 第4条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第153条第2項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の設備及び運営に関する基準

第1款 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第38条 条例第172条第1項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
 - (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
 - イ 条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する訓練については、条例第182条において準用する条例第169条において準用する条例第111条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。
 - ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第172条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第172条第5項の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（新潟県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第66号）第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）とする。
- 4 条例第172条第6項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たしていること。

ア 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第155条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第153条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(5) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(6) ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断を確保すること。ただし、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(7) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(5) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所 次に掲げる要件を満たしていること。

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(4) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

5 条例第172条第7項の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下の幅にあつては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下の幅にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

（準用）

第39条 第32条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。この場合において、同条の見出し及び同条中「第151条第1項ただし書」とあるのは「第173条において準用する条例第151条第1項ただし書」と、第32条中「前条第2項」とあるのは「第31条第2項」と読み替えるものとする。

第2款 運営に関する基準

（利用料等）

第40条 条例第174条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場

合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者
が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者
が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても
通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等
に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第174条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（条例第179条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム）

第41条 条例第179条第3号及び第4号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を
受けるユニット型特別養護老人ホームとする。

（条例第181条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホーム）

第42条 条例第181条第1号の規則で定めるユニット型特別養護老人ホームは、第31条第2項の適用を受けるユニ
ット型特別養護老人ホームとする。

（準用）

第43条 第37条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条
中「第4条の」とあるのは「第37条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第
37条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第153条第2項」とあるのは「第182条において準用する
条例第153条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項」と、「第153条第
1項」とあるのは「第182条において準用する条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数）

第44条 基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業
者」という。）の員数は、次の各号に掲げる短期入所生活介護従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりと
する。

- (1) 生活相談員 1以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所
生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第167条に規定する
基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営してい
る場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護
の利用者。以下この条及び次条第1項第2号において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 栄養士 1以上
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開
始する場合は、推定数による。

3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力
を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる
数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

（設備及び備品等）

第45条 条例第187条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとす
る。

- (1) 居室 次に掲げる要件を満たしていること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員（基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

2 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

(準用)

第46条 第3節の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条第1項中「第155条第3項」とあるのは「第189条において準用する条例第155条第3項」と、第34条第3項中「第155条第4項ただし書」とあるのは「第189条において準用する条例第155条第4項ただし書」と、第35条の見出し及び同条中「第165条第3号」とあるのは「第189条において準用する条例第165条第3号」と、第36条の見出し及び同条中「第166条第1号」とあるのは「第189条において準用する条例第166条第1号」と、第37条中「第4条の」とあるのは「第37条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第153条第2項」とあるのは「第189条において準用する条例第153条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項」と、「第153条第1項」とあるのは「第189条において準用する条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第47条 指定短期入所療養介護事業所ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第175条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第174条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とすること。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び

入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

第2節 設備に関する基準

第48条 条例第192条第1項第4号アの規則で定める面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとする。

第3節 運営に関する基準

(利用料等)

第49条 条例第194条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に定める基準に基づき利用者等が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。

3 条例第194条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

(診療の方針)

第50条 条例第197条の医師の診療の方針は、次のとおりとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うこと。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行うこと。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うこと。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年3月厚生省告示第124号）に定めるもののほか行ってはならないこと。
- (6) 指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年3月厚生省告示第125号）に定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならないこと。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならないこと。

(準用)

第51条 第37条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「第4条の」とあるのは「第37条において準用する第4条の」と、「同条第1項及び第2項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項及び第2項」と、「第153条第2項」とあるのは「第205条において準用する条例第153条第2項」と、「第4条第1項」とあるのは「第37条において準用する第4条第1項」と、「第153条第1項」とあるのは「第205条において準用する条例第153条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の運営に関する基準

(利用料等)

第52条 条例第209条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者を選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等に基づき利用者を選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針に定めるところによるものとする。
- 3 条例第209条第4項ただし書の規則で定める費用は、第1項第1号から第4号までに掲げる費用とする。

（準用）

第53条 第50条及び第51条の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第50条中「第197条」とあるのは「第217条において準用する条例第197条」と、第51条中「第37条」とあるのは「第51条において準用する第37条」と、「第205条」とあるのは「第217条において準用する条例第205条」と読み替えるものとする。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第54条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者（指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者をいう。以下この章において同じ。）の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数
 - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (7) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (イ) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第204条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第204条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」と

いう。)が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護職員又は介護職員 次に掲げる要件に該当する数

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数、次のとおりとすること。

(7) 総利用者数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上

(4) 総利用者数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

(4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

第2節 設備に関する基準

第55条 条例第221条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第221条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 介護居室は、次の要件を満たすこと。

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2) 一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有すること。

(3) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(6) 機能訓練室は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。

第3節 運営に関する基準

（利用料等）

第56条 条例第226条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

（準用）

第57条 第4条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第222条第4項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第222条第1項」と読み替えるものとする。

第4節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の人員並びに設備及び運営に関する基準

第1款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第58条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上

(3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第228条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第227条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合における外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、次の各号に掲げる外部サービス利用型特定施設従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上

(3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、

利用者（第2項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

第2款 設備に関する基準

第59条 条例第243条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第243条第4項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室は、次の要件を満たすこと。
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする。ことができるものとする。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
- (3) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
- (4) 食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

3 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

第3款 運営に関する基準

(準用)

第60条 第4条及び第56条の規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第244条第4項において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第244条第1項」と、第56条中「第226条第3項」とあるのは「第249条において準用する条例第226条第3項」と読み替えるものとする。

第12章 福祉用具貸与

第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第61条 指定福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

第2節 運営に関する基準

(利用料等)

第62条 条例第254条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
- (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第63条 第4条の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第264条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第264条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第64条 基準該当福祉用具貸与事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

(準用)

第65条 第4条及び第62条の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第4

条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第266条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第266条において準用する条例第9条第1項」と、第62条中「第254条第3項」とあるのは「第266条において準用する条例第254条第3項」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第66条 指定特定福祉用具販売事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

第2節 運営に関する基準

(販売費用の額等)

第67条 条例第272条第2項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

(準用)

第68条 第4条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「第9条第2項」とあるのは「第277条において準用する条例第9条第2項」と、第4条第1項中「同条第1項」とあるのは「条例第277条において準用する条例第9条第1項」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(委任)

第69条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日において現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（以下「旧老福祉法」という。）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）又は老人短期入所施設（旧老福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、第33条第4項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）並びに第5項の規定は、適用しない。

3 平成12年4月1日において現に存する老人短期入所事業の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限る。）若しくは老人短期入所施設（基本的な設備が完成されているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）又は老人短期入所事業に相当する事業の用に供する施設若しくは老人短期入所施設に相当する施設（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であって基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、第45条第1項第1号ア及びイ並びに第2号（ただし書を除く。）の規定は、適用しない。

4 平成15年4月1日において現に指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う事業所（同日後に増築され、又は改築された部分を除く。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第28号）による改正後の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第9章第5節（第140条の4第6項第1号ロ(2)を除く。）に規定する基準を満たすものについて、第38条第4項第1号イ(イ)の規定を適用する場合においては、同号イ(イ)中「2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準」とあるのは、「当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要な広さ」とする。

5 当分の間、利用者のうち認定省令附則第2条に規定する経過的要介護に該当する者については、第54条第1項第2号ア及び第2項第2号ア中「3」とあるのは「10」と、第58条第1項第2号及び第2項第2号中「10」とあるのは「30」とする。